

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	日本化学産業株式会社
【英訳名】	NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 澤 英 二
【本店の所在の場所】	東京都台東区下谷二丁目20番 5 号
【電話番号】	03(3873)9223(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 百 瀬 譲
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区下谷二丁目20番 5 号
【電話番号】	03(3873)9223(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 百 瀬 譲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,465,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 日本化学産業株式会社大阪支店 (大阪市中央区上町一丁目23番10号) 日本化学産業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	287,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株

- (注) 1 平成23年2月10日開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	287,000	199,465,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	287,000	199,465,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
695	-	1,000	平成23年3月2日	-	平成23年3月3日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日以内に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本化学産業株式会社・本社・総務部	東京都台東区下谷二丁目20番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行・千住法人営業部	東京都足立区千住2丁目55番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,465,000	-	199,465,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額199,465,000円につきましては、平成23年4月までに到来する買掛金等の支払いに対して、全額運転資金として充当する予定であります。

なお、支出までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第7期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 平成22年6月30日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第8期中(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) 平成22年11月29日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成23年2月10日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式970,000株（発行済株式総数の4.69%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	預金取引、資金借入取引等の銀行取引、信託取引があります。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年2月10日現在におけるものであります。

（従業員株式所有制度の内容）

（1）概要

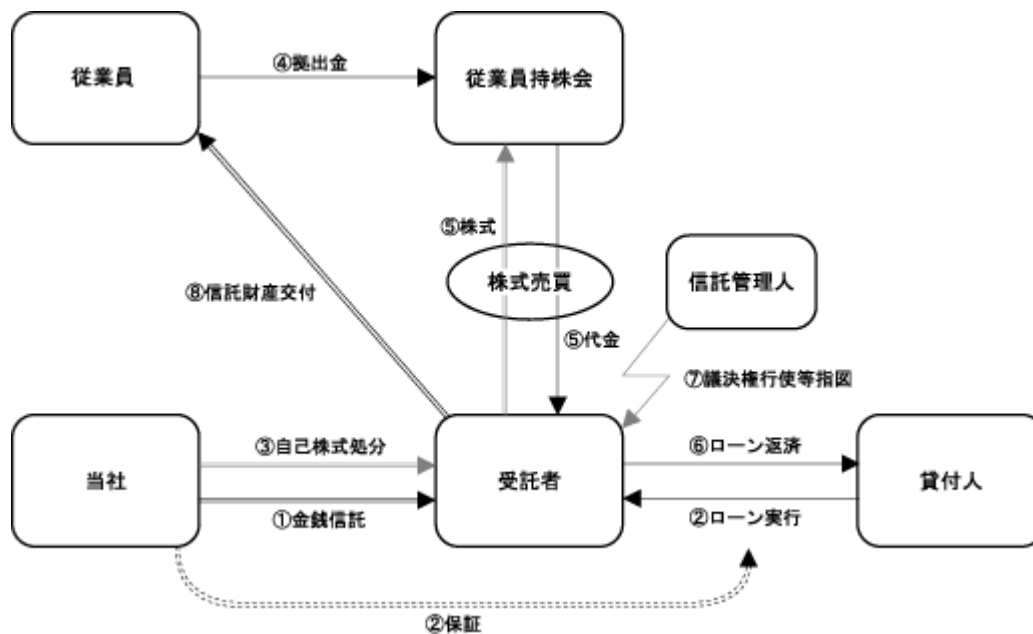
当社は、従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく、当社の従業員持株会との連携による従業員株式所有制度である「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本制度」といいます。）の導入を予定しております。

本制度において、当社、当社から独立した第三者である信託管理人（有限会社東京共同会計事務所）及び株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）間において締結する金銭信託契約に基づき、当社株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）を設定のうえ、本信託の受託者（以下「受託者」といいます。）であり割当予定先である株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会である「にっかさん従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員（以下「会員」といいます。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施いたします。なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することとなりますが、従業員への負担は一切ございません。

（金銭信託契約の概要）

委託者 当社
 受託者 株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）
 受益者 当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
 信託契約日 平成23年2月10日
 信託期間 平成23年2月10日から平成28年3月31日まで

なお、本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



当社は、当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者（以下「適格会員」といいます。）を受益者として、上記信託契約に基づき、受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時まで受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済いたします。

当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

当社持株会の会員は、給与及び奨励金（福利厚生費）をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、会員からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

受託者は、当社から独立した第三者である信託管理人（有限会社東京共同会計事務所）の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了いたします。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

(2) 当社持株会に売り付ける予定の株式の総数

287,000株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で受益者となり得る者は、信託の終了時において当社持株会の会員であった者又は信託期間中に定年退職、転籍又は役員への昇格等会社都合によって当社持株会を退会した者 とします。受託者たる株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）は、書類確認等の一定の手続を経て受益者を確定します。但し、受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

c 割当予定先の選定理由

本制度は、従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すものであります。当社は、本制度の導入に際し、自己株式を有効活用すべく、割当予定先に対する自己株式の処分を行うことといたしました。

本制度の導入に伴い、上記信託契約に基づき、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）を割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

287,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）は、上記信託契約に基づき、本信託の信託期間内において、当社持株会による買付けに対応する売付けを行う等のために保有するものであります。

なお、割当予定先は、当社持株会による定例の買付けに対応して本信託の信託財産に属する株式を定期的且つ継続的に売付けることを予定していますが、当社は割当予定先から、払込期日（平成23年3月3日）より2年間に於いて当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することについて内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）は借入れにより払込みに要する資金を調達する予定ですが、割当予定先に対して貸付けを行う株式会社三井住友銀行との間において、上記金銭信託契約の約旨を踏まえ、払込期日までに当該払込みのための必要資金について貸付けが行われることの確認を行っております。

なお、当社は、借入人である割当予定先、貸付人である株式会社三井住友銀行及び保証人である当社間において締結する保証契約に基づき割当予定先の借入れについて保証を行います。当該保証契約に基づき割当予定先から保証料を受け取ります。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）は、上記信託契約に基づき、当社持株会による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、割り当てられた当社株式を売り付けること、割り当てられた当社株式につき、信託管理人の指図に従い、当社持株会の会員の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと等を実施いたします。なお、信託管理人は、同人又はその役員が(i)当社又はその被支配会社等若しくは関係会社（以下「当社等」といいます。）の役員、(ii)当社等の役員の2親等内の親族、(iii)当社の取引先金融機関又は重要な取引先の役員、(iv)当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び(v)当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者のいずれでもない者を上記信託契約において指定することにより選任いたします。

また、上記信託契約において、割当予定先は暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないことを表明及び保証しているほか、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らの関係も有しないことについて、株式会社三井住友銀行のディスクロージャー誌その他の公開情報に基づく調査によって確認しております。なお、当社は、割当予定先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株当たりの払込金額を695円としましたが、これは当該処分に係る取締役会決議の直前2ヶ月間（平成22年12月10日から平成23年2月9日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）を採用したものです。なお、直前2ヶ月間の当社株式の終値の平均値を基準に採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該払込金額695円については、処分決議日の前営業日（平成23年2月9日）の終値744円との乖離率が - 6.59%、直前1ヶ月間（平成23年1月11日から平成23年2月9日まで）における当社株式の終値の平均値727円との乖離率が - 4.40%、直前3ヶ月間（平成22年11月10日から平成23年2月9日まで）における当社株式の終値の平均値663円との乖離率が + 4.83%、直前6ヶ月間（平成22年8月10日から平成23年2月9日まで）における当社株式の終値の平均値630円との乖離率が + 10.32%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（内3名は社外監査役）全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の当社持株会の年間買付実績等をもとに、本信託の信託期間中に当社持株会が株式会社三井住友銀行（にっかさん従業員持株会信託口）による当社株式の売付けに対応して購入する当社株式の予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.39%（平成22年9月末現在の総議決権個数19,583個に対する割合1.47%）と小規模なものです。また、本自己株式の処分は、従業員持株会連携型ESOPの導入により割当予定先において当社持株会における当社株式の買付けに対応する売付けを行うことを前提とするものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上より、本自己株式の処分の影響は軽微であり、合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,025	10.34	2,025	10.19
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	5.10	1,000	5.03
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	970	4.95	970	4.88
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	863	4.41	863	4.34
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.37	660	3.32
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.20	627	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	427	2.18	427	2.15
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	410	2.09	410	2.06
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	2.06	404	2.03
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	2.04	400	2.01
計		7,786	39.76	7,786	39.18

（注）1 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 あいおい損害保険株式会社は、平成22年10月10日合併に伴い、社名をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に変更しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式980,000株は割当後693,000株になります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**第1 事業等のリスクについて**

第四部（組込情報）に掲げた第85期有価証券報告書及び第86期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

第85期有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

柳澤英二、久能忠生、小林憲男、桜井俊二及び丁子幹雄を取締役に選任するものであります。

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名及び監査役4名に対し、役員賞与総額30,000千円（取締役25,875千円、監査役4,125千円）を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
柳澤英二	17,162	32	0	(注)1	可決 99.8
久能忠生	17,185	9	0		可決 99.9
小林憲男	17,185	9	0		可決 99.9
桜井俊二	17,185	9	0		可決 99.9
丁子幹雄	17,185	9	0		可決 99.9
第2号議案 役員賞与支給の件	17,185	12	0	(注)2	可決 99.9

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要

平成23年2月4日開催の取締役会において承認された第86期第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

3. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,487,183	6,877,412
受取手形及び売掛金	8,339,668	7,068,477
商品及び製品	1,038,236	761,521
仕掛品	996,644	832,955
原材料及び貯蔵品	1,619,064	756,278
繰延税金資産	236,813	237,432
その他	40,826	43,148
貸倒引当金	7,450	5,880
流動資産合計	18,750,987	16,571,347
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	2,268,790	2,530,537
その他(純額)	3,544,790	3,494,018
有形固定資産合計	5,813,581	6,024,555
無形固定資産	10,815	11,318
投資その他の資産		
投資有価証券	1,618,379	1,758,501
その他	2,367,706	2,220,339
貸倒引当金	18,608	18,608
投資その他の資産合計	3,967,477	3,960,233
固定資産合計	9,791,874	9,996,106
資産合計	28,542,861	26,567,453
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,951,401	2,292,244
短期借入金	784,000	360,000
未払法人税等	579,417	800,496
賞与引当金	246,646	385,000
役員賞与引当金	22,500	30,000
その他	725,346	646,889
流動負債合計	5,309,311	4,514,630
固定負債		
繰延税金負債	204,829	226,611
退職給付引当金	326,185	351,182
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	104,966	
その他	167,637	270,660
固定負債合計	813,151	857,985
負債合計	6,122,463	5,372,616

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	545,674	545,602
利益剰余金	21,354,232	20,039,403
自己株式	391,080	390,045
株主資本合計	22,542,826	21,228,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,125	129,235
為替換算調整勘定	167,553	163,358
評価・換算差額等合計	122,428	34,122
純資産合計	22,420,398	21,194,837
負債純資産合計	28,542,861	26,567,453

(2) 四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	15,403,118	19,280,262
売上原価	12,112,288	14,818,495
売上総利益	3,290,830	4,461,767
販売費及び一般管理費	1,635,717	1,691,610
営業利益	1,655,112	2,770,156
営業外収益		
受取利息	3,759	11,671
受取配当金	32,670	34,914
不動産賃貸料	27,542	24,740
その他	38,933	53,797
営業外収益合計	102,905	125,123
営業外費用		
支払利息	9,323	9,970
売上割引	7,696	10,562
賃貸収入原価	9,544	8,767
その他	445	124
営業外費用合計	27,009	29,424
経常利益	1,731,008	2,865,855
特別利益		
貸倒引当金戻入額	561	
特別利益合計	561	
特別損失		
固定資産売却損	676	2,665
固定資産除却損	9,062	12,552
投資有価証券評価損	16,890	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		98,466
特別損失合計	26,628	113,683
税金等調整前四半期純利益	1,704,941	2,752,171
法人税等	637,569	1,082,749
少数株主損益調整前四半期純利益		1,669,422
四半期純利益	1,067,372	1,669,422

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,704,941	2,752,171
減価償却費	879,078	738,183
貸倒引当金の増減額(は減少)	561	1,570
賞与引当金の増減額(は減少)	110,000	138,354
役員賞与引当金の増減額(は減少)	5,000	7,500
退職給付引当金の増減額(は減少)	34,430	24,996
長期未払金の増減額(は減少)	30,668	59,916
環境対策引当金の増減額(は減少)	1,410	
固定資産除却損	9,062	12,552
固定資産売却損益(は益)	676	2,665
投資有価証券評価損益(は益)	16,890	
保険配当金	481	
受取利息及び受取配当金	36,429	46,585
支払利息	9,323	9,970
為替差損益(は益)	2,554	
売上債権の増減額(は増加)	2,535,870	1,272,768
たな卸資産の増減額(は増加)	107,200	1,303,481
仕入債務の増減額(は減少)	941,054	659,807
未払消費税等の増減額(は減少)	32,365	94,401
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		98,466
その他	114,596	171,016
小計	1,282,890	1,498,398
利息及び配当金の受取額	36,431	44,543
利息の支払額	9,323	9,970
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	270,409	1,273,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,580,407	259,291
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入		400,000
定期預金の預入による支出	200,000	496,600
有形固定資産の取得による支出	1,243,278	501,532
有形固定資産の売却による収入	241	52
投資有価証券の取得による支出	13,302	1,001
関係会社株式の売却による収入	36,991	
生命保険積立金の解約による収入	62,203	
生命保険積立金の積立による支出	69,294	17,464
保険積立金の積立による支出		49,139
その他	5,391	3,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,431,830	669,632

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	805,000	1,380,000
短期借入金の返済による支出	615,000	956,000
差入保証金の回収による収入	13,450	13,800
ファイナンスリース債務の返済による支出	27,868	58,732
自己株式の取得による支出	555	1,156
自己株式の売却による収入		194
配当金の支払額	280,279	356,446
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,254	21,658
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,138	1,546
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56,462	390,228
現金及び現金同等物の期首残高	5,141,383	6,577,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,197,846	6,187,183

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第85期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第86期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木 徹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社の第三者割当による新株予約権の発行が、平成21年5月13日の取締役会で決議されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 久島 昭 弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大久保 晴 雄
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月18日

日本化学産業株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 久 島 昭 弘

代表社員
業務執行社員

公認会計士 大 久 保 晴 雄

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

日本化学産業株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久 島 昭 弘代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 晴 雄

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井嘉雄

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保晴雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社の第三者割当による新株予約権の発行が、平成21年5月13日の取締役会で決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久島 昭 弘

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 晴 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。